告　示

○政治資金適正化委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年四月十一日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四三九五	二五、三、二二	澁谷　研二
四三九六	二五、三、二二	吉田　武男
四三九七	二五、三、二二	井田　雅貴

○外務省告示第百二十九号

平成二十五年三月二十二日にネーピードーで、農業人材育成機関強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　農業人材育成機関強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十億八百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十一月三十日まで

4　署名者

日　本　側　沼田幹男在ミャンマー大使

ミャンマー側　キン・サン・イー国家計画・経済開発副大臣

平成二十五年四月十一日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百三十号

平成二十五年三月二十二日にネーピードーで、カレン州道路建設機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　カレン州道路建設機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　七億五千九百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年八月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　沼田幹男在ミャンマー大使

ミャンマー側　キン・サン・イー国家計画・経済開発副大臣

平成二十五年四月十一日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百三十一号

平成二十五年三月二十二日にネーピードーで、気象観測装置整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　気象観測装置整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三十八億四千二百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　沼田幹男在ミャンマー大使

ミャンマー側　キン・サン・イー国家計画・経済開発副大臣

平成二十五年四月十一日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百三十二号

平成二十五年三月二十二日にネーピードーで、全国空港保安設備整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　全国空港保安設備整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十二億三千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十一月三十日まで

4　署名者

日　本　側　沼田幹男在ミャンマー大使

ミャンマー側　キン・サン・イー国家計画・経済開発副大臣

平成二十五年四月十一日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百三十三号

平成二十五年三月二十二日にネーピードーで、バルーチャン第二水力発電所補修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　バルーチャン第二水力発電所補修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六十六億六千九百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年一月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　沼田幹男在ミャンマー大使

ミャンマー側　キン・サン・イー国家計画・経済開発副大臣

平成二十五年四月十一日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百三十四号

平成二十五年三月二十二日にネーピードーで、病院医療機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　病院医療機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十一億四千万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年四月三十日まで

4　署名者

日　本　側　沼田幹男在ミャンマー大使

ミャンマー側　キン・サン・イー国家計画・経済開発副大臣

平成二十五年四月十一日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百三十五号

平成二十五年三月二十二日にネーピードーで、ヤンゴン市フェリー整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ヤンゴン市フェリー整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十一億六千八百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　沼田幹男在ミャンマー大使

ミャンマー側　キン・サン・イー国家計画・経済開発副大臣

平成二十五年四月十一日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百三十六号

平成二十五年三月二十二日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国における「少数民族地域におけるコミュニティ開発・復旧計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　少数民族地域におけるコミュニティ開発・復旧計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億円

3　署名者

日　本　側　沼田幹男在ミャンマー大使

国際連合側　スリニバサ・ポプリ国際連合人間居住計画アジア太平洋事務所上級人間居住専門官

平成二十五年四月十一日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百三十七号

平成二十五年三月二十二日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国における「少数民族地域における地方行政能力、生計及び社会統合向上計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　少数民族地域における地方行政能力、生計及び社会統合向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十三億円

3　署名者

日　本　側　沼田幹男在ミャンマー大使

国際連合開発計画側　トイリー・クルバノフ在ミャンマー事務所長

平成二十五年四月十一日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百三十八号

平成二十五年三月二十二日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国における「少数民族地域における避難民支援計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合難民高等弁務官事務所との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　少数民族地域における避難民支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億五千百万円

3　署名者

日　本　側　沼田幹男在ミャンマー大使

国際連合難民高等弁務官事務所側　伊藤礼樹在ミャンマー事務所副代表

平成二十五年四月十一日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉